

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年 2 月 6 日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「1986年度から1989年度までの、〇〇高校及び〇〇高校の各校長及び各教頭による作成の教職員の勤務評定（記述式の勤務評定も含む。）及び意見書（人事異動意見具申書等及びその他に記入作成されたもの）」である。
- (3) 同月20日に異議申立人より、公文書の件名に「内申書及び人事異動内申書などを追記する」旨の補正書の提出があった。
- (4) この請求に対して、実施機関は同月21日に次のような内容で、非公開決定を行った。

対象公文書及び公開しない理由

- ア 1986年度～1989年度の〇〇高校及び〇〇高校の教職員の勤務評定（以下「公文書 1」という。）：既に廃棄して存在しない。
  - イ 1986年度の〇〇高校の人事異動意見具申書（以下「公文書 2」という。）：既に廃棄して存在しない。
  - ウ 1987年度～1989年度の〇〇高校及び〇〇高校の人事異動意見具申書（以下「公文書 3」という。）：旧島根県情報公開条例（平成 6 年 3 月 25 日島根県条例第 1 号。以下「旧条例」という。）第 9 条第 2 号及び第 7 号に該当。
  - エ 1986年度～1989年度の〇〇高校及び〇〇高校の内申書及び人事異動内申書など（以下「公文書 4」という。）：作成されていないため存在しない。
- (5) この決定に対し、異議申立人は、非公開決定を不服として同月22日に異議申立てを行った。
  - (6) 実施機関は、条例第20条第 1 項の規定に従い平成19年 3 月 29 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書によると以下のとおりである。
  - ア 担当課は廃棄していると言っているが、廃棄されていない。
  - イ 個人の識別もないし、特定個人の権利利益を害されることはない。
  - ウ 公開しても、人事事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障は、生じない。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び補足説明の要旨は次のとおりである。

##### (1) 公文書1について

ア 請求対象となった年度の勤務評定は、県立高等学校等の職員の勤務成績の評定に関する規程及び県立高等学校等の職員の勤務評定実施要領に定めるところにより、所属校の校長により作成され、県教育委員会に報告されたものである。内容については、各校に所属する職員の勤務成績等が記載されている。

イ 文書の内容や利用度及び重要度等を考慮し保存期間は3年として取り扱っており、公開請求のあった該当年度の勤務評定はすでに保存期間3年を経過し廃棄されている。

##### (2) 公文書2について

ア 「人事異動意見具申書」は、年度末の人事に関する事務に必要な資料として、各県立学校長が県教育委員会の定めた様式にしたがって作成し、県教育委員会に提出されたものである。

イ 各年度末の県教育委員会が行う人事異動作業時にのみ必要とされる文書であり、その内容や利用度等を考慮し、保存期間は1年としており、公開請求時点においてすでに保存期間を経過し廃棄されている。

##### (3) 公文書3について

ア 公開請求時点において保存期間を経過しており、本来ならば廃棄対象の文書であるが、請求時において廃棄の手続がなされておらず、保管されていたため、請求対象として特定した。

イ 「人事異動意見具申書」には氏名、住所、採用年月日などの所属職員に関する基本的な情報のほか、健康状況、家族の状況、人事異動における本人の希望、校長所見などを記載しており、これらの情報は、旧条例第9条第2号に規定された「個人に関する情報」に該当し、特定の個人が識別され、特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 旧条例第9条第7号に規定された「事務事業に関する情報」に該当し、公開することにより人事に関する事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずると認められる。

##### (4) 公文書4について

「内申書及び人事異動内申書など」については、そもそも全ての県立学校において作成されていないため、存在しない。人事異動についての校長の内申に関する内容は、人事異動意見具申書に記載される。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 公文書 1

ア 対象公文書について

地方公務員の勤務評定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」とされている。そして請求の対象となる時期の本県県立学校の教職員の勤務評定は、「県立高等学校等の職員の勤務成績の評定に関する規程」及び「県立高等学校等の職員の勤務評定実施要領」の定めるところにより、所属校の校長により作成され、島根県教育委員会事務局に報告されたものである。

イ 公文書の不存在について

実施機関は、勤務評定については文書の内容や利用度及び重要度を考慮し、保存期間は3年として取り扱っており、公開請求の対象となった年度の文書は既に保存期間を経過し廃棄されていると説明した。

勤務評定の内容や性質、また作成目的及び利用目的などを考えると、1986年度から1989年度に作成されたこれら文書が、公開請求時点で保存期間を経過し廃棄されたという実施機関の説明に、特段不合理な点は見受けられない。

(3) 公文書 2

ア 対象公文書について

人事異動意見具申書は、県立学校等教職員の人事異動事務に利用するため、実施機関が様式を定め、所属校長により作成され島根県教育委員会事務局に提出されたものである。氏名、住所、採用年月日など教職員に関する基本的な情報の他、勤務校歴、健康状況の特記事項、年度末の本人の希望など人事異動において考慮すべき事柄、校長の所見などを記載することとされている。

イ 本件公文書の不存在について

実施機関は、人事異動意見具申書は、人事異動作業時にのみ必要とされる文書であると説明している。通常は次年度の人事異動作業時に確認のための利用が終わると、廃棄されるという取扱いであるという。

人事異動意見具申書の内容や性質、また利用目的などを考えると、1986年度に作成されたこの文書が、公開請求時点で保存期間を経過し廃棄されたという実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

(4) なお、公文書 1 及び 2 について、実施機関がこれらの文書の保存期限を有期限として取り扱っていることは特に不自然ではない。したがって、これらの文書は条例附則第 6 項第 3 号で定められた「平成 6 年 3 月 31 日以前に作成取得された旧条例に規定する公文書で保存期間が永年のもの」に該当しないため、条例の適用対象外の文書でもある。

(5) 公文書 3

ア 公文書 3 は公文書 2 と同種のもので、作成された年度が異なるものである。本来、これらは(4)で述べたとおり、条例の適用対象外の文書とも言える。しかし、実施機関は廃棄の手續がされず保管されていた文書を特定した上で、旧条例第 9 条の該当性により非公開と判断している。条例の適用対象外のものであっても、現に存在しているものであれば、実施機関が可

能な限り請求者の公開請求に積極的に対応することは、望ましいことである。よって、本審査会も以下のとおり、実施機関の主張する該当性について判断していく。

イ 旧条例第9条第2号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、職員の氏名、住所、生年月日などの他に、本人の健康状況や家族の特殊状況、人事異動における本人の希望、校長意見などが記載されている。これらの情報は、一体として、記載された職員個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、旧条例第9条第2号に該当する。

なお、旧条例においても、公務員等の職務に関する個人情報、公益性が強いことから「個人に関する情報」には含めない、と解釈している。しかし、人事異動意見具申書の内容や作成目的から考えると、上記の情報は、公務員の職務に関する個人情報とは言えない。

また、これらの情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 旧条例第9条第7号該当性について

実施機関は、「公開することにより人事に関する事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずる」という理由で、本号についても主張しているが、当審査会はイで述べたとおり、本件公文書は既に旧条例第9条第2号に該当し非公開と判断しており、イで判断した部分の本号の該当性については言及しない。

エ 部分公開の可否について

旧条例第10条は、公開の請求に係る公文書に、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該部分により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、当該公文書を公開するものとする、と規定している。

イにおいて、旧条例第9条第2号に該当し非公開と判断した部分を除くと、学校名、校長名、様式しか残らない。これらは非公開情報には該当しないと認められ、そのほとんどが、非公開情報に該当するとした部分と容易に分離できると見受けられる。しかし、特定の学校及び特定の年度を指定した上で人事異動意見具申書を請求した請求者に、これらの情報を公開しても、請求の趣旨を充足することはできないと考える。したがって、旧条例第10条により部分公開をする必要はないものと認められる。

(6) 公文書4の不存在について

実施機関は、「内申書及び人事異動内申書など」については、そもそも全ての県立学校において作成されていないため存在しない、人事異動についての校長の内申に関する内容は人事異動意見具申書に記載される、と説明している。

人事異動意見具申書については本件公文書として特定されているが、その内容は(3)のアで述べたとおりであり、これとは別に内申書や人事異動内申書などが作成されていないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

( 諮問第 8 7 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 3 月 2 9 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 3 年 1 月 1 1 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 3 年 1 月 2 5 日 ( 審 査 会 第 1 回 目 )	審 議
平成 2 3 年 2 月 2 4 日 ( 審 査 会 第 2 回 目 )	審 議
平成 2 3 年 3 月 1 5 日 ( 審 査 会 第 3 回 目 )	審 議
平成 2 3 年 3 月 3 0 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参 考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	